

議案第13号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

消防団員等公務災害補償条例（昭和41年木祖村条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第35条の10第1項」を「、同法第35条の10第1項」に、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項」を「原子力災害対策特別措置法第28条第2項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「100円を、」を「433円を、」に、「第2号該当する扶養親族については、1人につき383円を、」を「第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、」に、「もつて」を「もって」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長・副団長及び本部長の項中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000円」に改め、同表中隊長・ラッパ隊長及び副中隊長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,400円」に改め、同表小隊長・班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例第2条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた消防団員等公務災害補償条例第2条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第1条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

消防団員等公務災害補償条例（昭和41年木祖村条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは、疾病により死亡し、若しくは障害となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）<u>同法第35条の10第1項</u>の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となつたときは、木祖</p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは、疾病により死亡し、若しくは障害となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）<u>、同法第35条の10第1項</u>の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（<u>原子力災害対策特別措置法第28条第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となつたときは、</p>

村長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者数」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となつた場合にあつては9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは14,500円をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号該当する扶養親族については、1人につき383円を、

木祖村長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者数」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となつた場合にあつては10,000円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは15,000円をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号_____に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族につい

それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

(1) 配偶者（婚いんの届出をしないが、事実上婚いん関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

【別記1 参照】

備考

- 1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級により上位の階級に属していた期間とを合算する。

ては1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

【別記1 参照】

備考

- 1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級により上位の階級に属していた期間とを合算する。

【別記1】

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長・副団長及び本部長	12,900	13,700	14,500
中隊長・ラッパ隊長及び副中隊長	11,300	12,100	12,900
小隊長・班長及び団員	9,700	10,500	11,300

改正後（案）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長・副団長及び本部長	13,340	14,170	15,000円
中隊長・ラッパ隊長及び副中隊長	11,670	12,500	13,400円
小隊長・班長及び団員	10,000	10,840	11,670

議案第13号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 説明資料

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正により条例の改正を行う。また、一部法制執行上の誤りの改正を行う。

2. 改正内容

(1) 非常勤消防団員等の補償基礎額について

非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定。

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長・副団長及び本部長	13,340 12,900	14,170 13,700	15,000 14,500
中隊長・ラッパ隊長及び副中隊長	11,670 11,300	12,500 12,100	13,340 12,900
小隊長・班長及び団員	10,000 9,700	10,540 10,500	11,670 11,300

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額について

消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に改定。

(3) 消防作業従事者等の補償基礎額の加算額について

非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の加算額を次のとおりに改正。

第1号に配偶者となっているが、令和6年に扶養手当の改正で経過措置があったが令和8年3月31日に終了する予定のため、廃止する。

第2号に22歳に達する子の金額を383円から433円へ改正する。

号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
	円	円				円
加算額（日額）	廃止 100	433 383				217

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。